様式１

事業報告書

医療法人整理番号			00187	
報告期間	自		令和7年4月1日	
	至		令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称		医療法人恒仁会	
		分類①	社団（出資持分なし）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	滋賀県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	東近江市	
		町名・番地	北坂町966	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		平成10年2月6日	
	(4) 設立登記年月日		平成10年2月20日	
	(5) 理事長の氏名	姓	小山	
		名	威夫	
	役員及び評議員の人数		６名	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら	
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら	
	(2) 附帯業務		記載はこちら	
	(3) 収益業務		記載はこちら	
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら	
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式１：1-(2)

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地

都道府県	市区町村	町名･番地	建物名

様式１：1-(5)

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
理事	小山	威夫	近江温泉病院・近江温泉病院介護医療院管理者、医師
理事	小山	宜夫	
理事	中山	浩子	
理事	辻尾	篤俊	歯科医師
理事	辻尾	俊貞	
監事	松本	明久	税理士

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	近江温泉病院		2510500859	滋賀県東近江市北坂町966	0	169	0	0	56	0	0

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護医療院	近江温泉病院介護医療院		25B0500014	滋賀県東近江市北坂町966	120	0

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式１：2-(2)

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
居宅介護支援事業		滋賀県東近江市百済寺本町1番地11	
通所介護事業		滋賀県東近江市北坂町966	
第1号予防通所介護事業		滋賀県東近江市北坂町966	滋賀県東近江市指定、滋賀県愛知郡愛荘町指定

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式１：2-(3)

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

様式１：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和7年5月22日	2024年度決算の承認、2025年度事業計画の承認、役員人事
令和7年12月18日	2025年度上期報告、
令和7年6月25日	病床化支援事業に基づく許可病床数の一部削減について

注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	**申込期間（開始日）**	**利率**	**資金使途**	**償還方法**	**医療機関債を引き受けた医療法人名**
申込単位	**申込期間（終了日）**	**払込期日**		**償還期限**	

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、
これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注）
１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式3－１

法人名　医療法人恒仁会　　※医療法人整理番号 00187
所在地　滋賀県東近江市北坂町966

貸借対照表

令和8年3月31日　現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ　流動資産	1,690,469	Ⅰ　流動負債	223,287
現金及び預金	1,153,709	買掛金	8,192
事業未収金	315,706	短期借入金	40,000
未収金	4,810	未払金	104,727
未収収益	22,290	未払費用	25,979
たな卸資産	10,531	前受金	3,212
短期貸付金	180,540	預り金	31,126
前払費用	4,671	その他の流動負債	9,420
貸倒引当金	-3,100	未払法人税等	143
その他の流動資産	1,312	未払法人税等	486
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
Ⅱ　固定資産	982,136		
1 有形固定資産	716,511	Ⅱ　固定負債	307,800
建物	328,062	長期借入金	307,800
構築物	36,761	長期借入金	
車両及び船舶	1,388	繰延税金負債	
その他の器械備品	108,620	その他引当金	
土地	241,680	その他の固定負債	
土地			
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	531,087
		純資産の部	
2 無形固定資産	195,713	科目	金額
その他の無形固定資産	195,713	Ⅰ　基金	
ソフトウェア			
その他の無形固定資産		Ⅱ　積立金	2,141,518
		その他積立金	450,000
3 その他の資産	69,912	繰越利益積立金	1,691,518
有価証券	69,912	その他積立金	
長期貸付金			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用		Ⅲ　評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	2,141,518
資産合計	2,672,605	負債・純資産合計	2,672,605

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人恒仁会
所在地　滋賀県東近江市北坂町966

医療法人整理番号	00187

損　益　計　算　書

自　令和7年4月1日　至　令和8年3月31日

（単位：千円）

科目		金額
Ⅰ　事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,138,579
2 事業費用		
(1) 事業費	2,468,570	
(2) 本部費		2,468,570
本来業務事業損失		329,991
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		0
事業損失		329,991
Ⅱ　事業外収益		
受取利息	1,369	
その他の事業外収益	189,073	190,442
Ⅲ　事業外費用		
支払利息	4,151	
その他の事業外費用	11,927	16,078
経常損失		155,627
Ⅳ　特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		0
Ⅴ　特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		0
税引前当期純損失		155,627
法人税・住民税及び事業税		
法人税等調整額	143	143
当期純損失		155,770

(注) １．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式２

法人名　医療法人　恒仁会
所在地　滋賀県東近江市北坂町966

※医療法人整理番号	187

財　産　目　録

（令和　８年　３月　３１日現在）

１．資　産　額　2,672,605 千円
２．負　債　額　531,087 千円
３．純　資　産　額　2,141,518 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		1,690,470
Ｂ　固　定　資　産		982,135
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	2,672,605
Ｄ　負　債　合　計		531,087
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	2,141,518

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人恒仁会
理事長　小山　威夫　　殿

私は、医療法人恒仁会の令和７年会計年度（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年５月２８日
医療法人恒仁会
監事　松本　明久

（